

〇 認定 特定非営利活動法人を目指しています 〇

認定NPO法人とは

認定(特例認定)NPO法人は、所轄庁(都道府県・政令市)から「その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する」と認定(特例認定)を受けたNPO法人です。公益性や透明性、社会的信頼性が高く、寄付促進税制等の優遇税制も対象となります。

認定要件

パブリックサポートテスト(PST)抜粋

- **相対値基準**
収入金額に占める寄付金の割合が20%以上である
- **絶対値基準**
年3,000円以上の寄付者の割合が平均100人以上である
- **条例個別指定**
都道府県又は市町村の条例による個別指定を受けている。

(何れか)適・非

- ① パブリックサポートテスト (PST) をクリアしていること
賛助会員の年会費は認定基準上、寄付金にカウントされます。
- ② メインとする活動が「共益的な活動」でないこと
- ③ 運営組織及び経理が適切であること
- ④ 事業内容が適切であること
- ⑤ 情報公開を適切に行なっていること
- ⑥ 法令違反、不正行為、公益に反する事実がないこと
- ⑦ 設立から1年を超える期間が経過し、少なくとも2事業年度を終えていること



寄付者の税制優遇

個人	所得税、個人住民税に寄付金控除が適用され、確定申告することで寄付した金額の最大約50%が戻ってきます。
法人	損金算入限度額の枠が拡大されます。 一般損金算入限度額 + 特別損金算入限度額 = 認定NPO法人に寄付をした場合の損金算入限度額 (一般のNPO法人への寄付と比較して、経費にできる寄付金の限度が高くなります。)
相続財産を寄付した相続人	寄付をした相続財産は相続税が非課税になります。 【例】6,000万円の相続財産があった場合 このうちの2,000万円を認定NPO法人に寄付すれば相続税の課税対象額は4,000万円になります。さらに、相続人の方は寄付した2,000万円について、「寄付金控除(税額控除・所得控除)」も利用できます。 ※上記は金銭の場合です。不動産等は扱いが異なる場合があります。